

## 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和3年1月5日  
宮崎県教育委員会

標記について、県内の感染状況及び県立学校における集団感染の状況を鑑み、宮崎県教育委員会としては、以下のとおり対応する。

### ◎ 今後の対応

- 全ての県立学校を1月11日（月）まで臨時休業とする。なお、3年生（最終学年）については、進路対応等が必要な生徒を対象に感染拡大防止策（分散登校、少人数指導等）を徹底の上、教育活動を実施することができる。
- 部活動については、1月5日（火）から1月11日（月）まで中止とする。

#### 1 3学期の始業日について

- 各校及び地域の感染状況を鑑み、学校長の判断で1月12日（火）以降に設定する。なお、臨時休業を延長する（12日に始業日を設定しない）場合は、1月8日（金）までに担当課に報告すること。
- 児童生徒等の始業日以降の登校に際しては、下記の点について特に留意すること。

- ① 各校及び地域の感染状況によっては、「3つの条件」が同時に重なることを回避するために、時差登校や分散登校、少人数指導等を計画し実施すること。
- ② 保護者等と連携した、検温及び健康観察シート等を活用した児童生徒等の健康管理を行うこと。なお、登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認を行うこと。
- ③ 保護者等に対して、下記の事項について周知すること。
  - ・ 児童生徒等に風邪症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感等）がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養させること。その場合、欠席扱いにはならないこと。
  - ・ 上記の症状以外でも、出席させることに不安がある場合は学校へ相談すること。

#### 2 児童生徒等及び保護者との連絡体制及び感染拡大防止策の確認について

- 今後の対応として、下記の点について保護者等に周知すること。

- ・ 児童生徒等が保健所の調査により濃厚接触者に特定された場合及びその検査結果については、必ず学校に連絡する。
- ・ 保険適用検査に伴う判定が陽性となった場合は、必ず学校に連絡する。
- ・ 家庭内における感染拡大防止策の更なる徹底を行う。

- 保護者等からの相談に応じる窓口を設置すること。

#### 3 その他

- 上記の対応は、今後の国の動向や感染状況等を見ながら総合的に判断し、適宜見直すこととし、1月12日（火）以降の対応等を含め、1月8日（金）までに再度連絡を行う。

# 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和3年1月5日  
宮崎県教育委員会

都城・北諸県圏域の「感染急増圏域」への指定が決定されたことを受け、宮崎県教育委員会としては、以下のとおり対応する。

## ◎ 今後の対応

都城・北諸県圏域の県立学校（都城泉ヶ丘高校、都城農業高校、都城商業高校、都城工業高校、都城西高校、高城高校、都城さくら聴覚支援学校、都城きりしま支援学校、都城泉ヶ丘高等学校附属中学校）については、下記のとおり対応する。

- 臨時休業を1月17日（日）まで延長する。なお、3年生（最終学年）については、進路対応等が必要な生徒を対象に感染拡大防止策（分散登校、少人数指導等）を徹底の上、教育活動を実施することができる。
- 部活動については、1月17日（日）まで中止とする。

### 1 都城・北諸県圏域の県立学校の対応について

#### （1）登校日等の設定について

- 臨時休業にあたり、最終学年以外の学年に対して家庭学習の説明や学習活動など、児童生徒等の登校が必要な場合は、学校長の判断で登校日を設定することができる。

#### （2）不要不急の外出等の自粛について

- 児童生徒等及び保護者に地域の感染状況を周知し、登校以外の不要不急の外出等の自粛を依頼する。

### 2 全ての県立学校の対応について

#### （1）感染防止対策について

- 感染防止対策については、下記の資料等を参考に再度全職員で共通理解を図ったうえで適切に対応すること。

※ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
※ 宮崎県立学校における新しい生活様式

- 感染防止対策を講じても感染の可能性が高い学習活動の実施については、地域の感染状況等により、制限される活動等もあることから、各教科等の指導計画や指導方法等の見直しを行い、必要な措置を講じること。

※ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
（参照：P 46～56）

#### （2）部活動について

- 都城北諸県圏域の県立学校については、1月17日（日）まで中止とする。
- その他の圏域にある県立学校については、感染拡大防止策をとった上で、条件付きで活動を認める。（詳細は別紙参照）

#### （3）その他

- 上記の対応は令和3年1月5日（火）時点のものであり、今後の国の動向や感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。
- 1月18日（月）以降の対応については、改めて1月14日（木）までに連絡を行う。

事務連絡  
令和3年1月5日

県立学校長 殿

高校教育課  
スポーツ振興課

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について  
(運動・文化部活動の他校との交流について)

このことについて、県内において「感染急増圏域（赤圏域）」の指定が決定されたことを受け、今後の「感染急増圏域（赤圏域）」以外にある県立学校の部活動については、下記の対応とします。

記

1 今後の対応

- 1月12日（火）から部活動を再開できるものとする。
- 当面の間、他校との交流は行わないこと。  
〈令和2年7月22日付け文書「第1段階」とする。〉

2 活動に当たっての留意事項

- 県立学校の部活動において集団感染が発生したことを受け、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省：2020.12.3Ver.5）を再度、確認するとともに、以下の感染防止対策について、部活動顧問等に再度、指導を徹底すること。  
〈具体的な留意事項〉
  - ① 練習前の健康状態（検温、発熱等の風邪症状の有無等）を確認し、生徒本人はもちろんのこと家族に体調不良や発熱等の風邪症状が見られる場合は、部活動の参加を見合わせる。その際、保護者への理解を十分に得ておくこと。
  - ② 活動中は細めに生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
  - ③ 部活動で使用した用具や物品については、消毒を行うこと。
  - ④ 特に、屋内において活動する場合には、換気を十分に行うこと。
  - ⑤ 部室等の利用にあたっては、短時間での利用や一斉に利用しないなどに留意すること。
  - ⑥ 食事をする場合は、座席の間隔をあけたり、大声での会話を控えること。

3 その他

- 今後、県内及び各圏域内における新型コロナウイルス感染症の感染状況により、段階の変更及び内容の制限を行う場合がある。
- 大会等の参加については、スポーツ振興課に相談すること。
- 今後の対応については、1月14日（木）までに連絡を行う。

# 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和3年1月7日  
宮崎県教育委員会

全県下の「感染急増圏域」への指定が決定されたことを受け、宮崎県教育委員会としては、以下のとおり対応する。

## ◎ 今後の対応

- 全ての県立学校の臨時休業を1月17日（日）まで延長
- 部活動については、1月17日（日）まで中止
- 1月18日（月）以降は、感染拡大防止策（分散登校等）を徹底の上、教育活動を実施する予定

### 1 最終学年の対応について

- 校長の判断で、教育活動を実施する日を設定することができる。
- 教育活動を実施する場合は、感染拡大防止策（分散登校、少人数指導等）を徹底の上、実施すること。

### 2 最終学年以外の学年の対応について

- 校長の判断で、登校日及び登校日における学習活動を実施することができる。
- 登校日等を実施する場合は、感染拡大防止策（分散登校、少人数指導等）を徹底の上、実施すること。

### 3 保護者等と連携した感染拡大防止策の取組について

- 児童生徒等及び保護者に地域の感染状況を周知し、登校以外の不要不急の外出等の自粛を再度依頼すること。
- 保護者等と連携した健康把握については、下記の点について再度周知すること。

- ① 保護者等と連携した、検温及び健康観察シート等を活用した児童生徒等の健康管理を行うこと。なお、登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認を行うこと。
- ② 保護者等に対して、下記の事項について周知すること。
  - ・ 児童生徒等に風邪症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感等）がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養させること。その場合、欠席扱いにはならないこと。
  - ・ 上記の症状以外でも、出席させることに不安がある場合は学校へ相談すること。

### 4 その他

- 上記の対応は1月7日（木）時点のものであり、今後の国の動向や感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。
- 1月18日（月）以降の対応については、改めて1月14日（木）までに連絡を行う。

# 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和3年1月14日  
宮崎県教育委員会

標記について、これまでの対応から以下のとおり変更する。

## ◎ 今後の対応

全ての県立学校の教育活動を1月18日（月）から再開する。ただし、具体的な教育活動等の対応については、地域や各学校の感染状況を踏まえた上で、感染防止策を徹底すること。なお、部活動については1月22日（金）まで中止とする。

### 1 感染症対策について

#### (1) 健康観察の徹底について

- 児童生徒等も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を、改めて徹底すること。
- 感染者の増加している地域や学校では、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校・出勤を控えるよう周知すること。
- 登校後においても児童生徒等の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。

#### (2) 校内における感染リスクの回避について

- 感染者の増加している地域や学校では、例えば時差登校や分散登校の導入などの検討も行き、感染症への警戒を強化すること。
- 感染防止対策を講じても感染の可能性が高い学習活動の実施については、地域や各学校の感染状況等により、制限される活動等もあることから、各教科等の指導計画や指導方法等の見直しを行い、必要な措置を講じること。

#### (3) 部活動について

- 大会等の参加に伴う部活動中止期間中の活動については、スポーツ振興課と協議すること。（令和3年1月8日付け事務連絡参照）
- 1月23日（土）以降の部活動については、改めて1月21日（木）までに連絡を行う。

#### (4) 保護者等と連携した感染拡大防止策の取組について

- 感染者の増加している地域や学校では、随時、児童生徒等及び保護者に地域の感染状況を周知し、登校以外の不要不急の外出等の自粛を引き続き依頼すること。

### 2 その他

- 上記の対応は1月14日（木）時点のものであり、今後の国の動向や県内及び各学校の感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。